

旅館業や公衆浴場業の浴槽水の消毒の基準について

令和3年7月1日から一部改正しました

旅館業法施行条例施行規則および公衆浴場法施行細則の一部改正を行いました。
 主な改正点は以下のとおりです。（施行日：令和3年7月1日）



浴槽水の消毒方法に関する改正点

改正前（令和3年6月30日まで）	改正後（令和3年7月1日から）
浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1ℓ中 <u>0.2 mg</u> (気泡発生装置等を使用する浴槽水にあっては、1ℓ中 <u>0.3 mg</u>) 以上を保つこと	浴槽水の遊離残留塩素濃度を、1ℓ中 <u>0.4 mg</u> 以上を保つこと

浴槽水の検査項目に関する改正点

改正前（令和3年6月30日まで）	改正後（令和3年7月1日から）
有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 〔検査方法〕 滴定法 〔基準値〕 1ℓ中 25 mg以下であること。 レジオネラ属菌 〔検査方法〕 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	有機物等（全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量） 〔検査方法〕 有機物(全有機炭素(TOC)の量にあっては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあっては滴定法 〔基準値〕 有機物(全有機炭素(TOC)の量にあっては <u>1ℓ中 8 mg</u> 以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあっては <u>1ℓ中 25 mg</u> 以下であること。 レジオネラ属菌 〔検査方法〕 ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

原湯、原水、上がい用湯、上がい用水の検査項目に関する改正点

改正前（令和3年6月30日まで）	改正後（令和3年7月1日から）
pH 値 〔検査方法〕 ガラス電極法又は比色法 有機物等（過マンガン酸カリウム消費量） 〔検査方法〕 滴定法 〔基準値〕 1ℓ中 10 mg以下であること。 大腸菌群 〔検査方法〕 乳酸ブドウ糖リリアグリン-乳酸胆汁ブドウ糖培地又は特定酵素基質培地法 〔基準値〕 50 ml中に検出されないこと。 レジオネラ属菌 〔検査方法〕 冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	pH 値 〔検査方法〕 ガラス電極法 有機物等（全有機炭素(TOC)の量又は過マンガン酸カリウム消費量） 〔検査方法〕 有機物(全有機炭素(TOC)の量にあっては全有機炭素計測定法、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあっては滴定法 〔基準値〕 有機物(全有機炭素(TOC)の量にあっては <u>1ℓ中 3 mg</u> 以下、有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)にあっては <u>1ℓ中 10 mg</u> 以下であること。 大腸菌 〔検査方法〕 特定酵素基質培地法 〔基準値〕 検出されないこと。 レジオネラ属菌 〔検査方法〕 ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

